日新火災
が経費節減をお手伝いします！

ダブリ 重複した補償など、必要以上の保険に入っているケース
- 加入している保険は異なっているが特約などで補償が重複している
- 積立型保険と掛け捨て型保険の補償が重複している

ムダ カバーする必要がないリスクに対して保険に入っているケース
- 公的保険でカバーされているのに保険に入っている
- 売却した物件に対して保険が入ったままになっている

モレ 万が一の時、大きな経費を必要とするケース
- 保険の内容を良く理解しておらず保険に入っているつもりになっている
- 重大なリスクを見逃し保険に入っていない

商品見積 保険料自体が違うケース
- 保険料率自由化において安価な商品を提供できる場合がある
- 新商品や新特約の方がリスクカバーは十分で保険料が安い場合がある

社員教育 事故発生自体を軽減する取組み
- 支払保険金を減らすことによって保険料割引を適用できる場合がある
- セイフティレコーダにおいて安全および低燃費運転を指導

日新火災海上保険株式会社
高松市古新町 8-1 高松スクエアビル 8F
連絡先：(087) 851-0030
取扱代理店：古市保険事務所

くらしに活かせ 正しい計量

検定証印等の年号表記が改正されました

省令（特定計量器検定検査規則）の改正により、特定計量器検定証印等の年号表記について、和暦表記を改め、西暦表記となりました。

施行日は、2017 年 10 月 1 日です。経過措置（移行期間）が 2019 年 1 月 1 日までとなっています。

・現行の例（和暦）29. 11　・改正の例（西暦）2017. 11

※　これを受け、香川県内のガソリンスタンドにある燃料油メーターの有効期限シール等も西暦表記に改めます。

・現行の例（和暦）

・改正の例（西暦）

問い合わせ先／香川県計量検定所
高松市郷東町 587-1
電話（087）881-2517
E-mail:kagawa-keiryou@pref.kagawa.lg.jp

火災や災害、事故への備えは万全ですか？

①よりお手頃な共済掛金
②補償内容の充実
③特約割引の新設

木造：専用住宅　共済金額 1,000万円の場合
共済期間：1年

共済掛金 12,000円

詳しくは 087-851-3208 香川県火災共済協同組合 まで、お気軽にお問合せください！

自動車事故費用共済
共済金のお支払いはすべて契約者に！

軽自動車 550円　普通自動車 1,000円
と、言うわずかな掛金で、
加害事故、被害事故、自損事故、等
問わずに共済金をお支払いします。

通称：まごころ共済

① 死亡共済金	300万円
② 後遺障害	300万円～12万円
③ 入院 1 人、1 日につき	4,500円
④ 通院 1 人、1 日につき	2,250円
⑤ 物損事故	3万円

共済契約者側に係る共済金請求が発生した時は、共済金額を満額支払います。
相手側に係る共済金請求が発生した時は、契約者が負担した実損を共済金額の範囲内で補償します。

※その他車種（貨物自動車など）についても加入できますので、お問い合わせ下さい。　※掛金は毎月銀行口座からの引き落としとなります。

香川県火災共済協同組合　高松市福岡町 2-2-2-501 号（香川県産業会館 5 階）☎087（851）3208